

## ●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月26日

香川県監査委員 仲山省三  
同 鍋嶋明人  
同 綾田福雄  
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 商工労働部  
2 監査対象年度 平成23年度  
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成24年4月10日
栗林公園観光事務所	"
高等技術学校	平成24年4月19日
経営支援課	平成24年4月27日
労働政策課	"
産業政策課 (産業集積推進室)	"
観光交流局	平成24年5月22日
大阪事務所	平成24年6月5日
計量検定所	"

### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

#### (1) 指摘事項

該当事項なし

#### (2) 指導注意事項

##### ア 収入事務について

現金による生産品売払収入について、現金受払簿への登記をせずに納付書により指定金融機関に払い込まれていた。（丸亀校）（高等技術学校）

##### イ 契約について

(ア) 受託研究契約の受託料において、消費税額を含んでいないものがあった。また、受託研究契約書や受託料算定書において消費税額に対する積算方法、記載方法などが統一されていない。（産業技術センター）

(イ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で、5か年間の警備業務委託契約を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて十分に検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。（産業技術センター）

(ウ) 契約書及び請書を省略した業務委託について、全ての委託内容を示した仕様書を書面で残さずに発注していたため、仕様書で業務委託であったとの説明ができない支払があった。発注の際には、実施日、資料作成と資料作成部数など全ての依頼事項を仕様書に明記する必要があった。（労働政策課）

ウ 任意団体の自主検査について

県に事務局を置く任意団体のうち、自主検査を実施していないものがあった。（観光交流局）

エ 手当の支給について

特急列車利用者の通勤手当について、休暇取得日に特急料金が支給されていた。（観光交流局）

オ 監査調書の作成について

監査調書について、不備な点が数多く見られたので、監査調書作成に当たっては正確に記載する必要がある。（観光交流局）

(3) 検討指示事項

都市公園条例に基づく使用許可期間が翌年度以降にわたる場合、「使用の期間が翌年度以降にわたる場合の使用料等の徴収方法」の定めがないため、その基準を検討する必要がある。（観光交流局）